### <u>SEINENHORITSUKA</u>

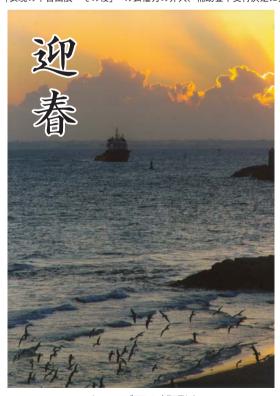
## 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会 Japan Young Lawyers Association Attorneys and Academics Section



〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階 **つ** 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141 青法協HP http://www.seihokyo.jp

福島第一原発事故に対するたたかいはどこまで進んだか 笹山尚人 2020年を現行憲法が輝く年にしたい一憲法を身近に感じられるあすわかグッズの活用を! 諸富 健 シリーズ 離のためのオリンピック?② 晴海選手村土地投げ売り住民訴訟 淵脇みどり ロースクールの実情と法曹養成 理念と大きくかけ離れた法曹養成システムの実態 倉重 都 シリーズ 憲法を知るための12冊 清水雅彦著『9条改憲48の論点』 大山勇一 [議長ひとくちトーク] プチ贅沢があなたの未来を豊かにする~平日に地元のホテルに泊まって心身のリフレッシュを~ 北村 栄 (第2回常任委員会 特別講演] 次世代の法律家に語りたいこと② 梓澤和幸 (第50回司法制度研究集会報告)50年前の「司法の危機」を知り、現在の危機を乗り越える 大山勇一 (司法制度研究集会に参加しての感想) 鷲野忠雄弁護士の特別報告をお聞きして 辻田 航 2019年度第3回常任委員会(冬のミーティング・滋賀)開催 特別講演「次代を担う皆さんにお伝えしたいこと~弁護士としての矜持、弱者に寄り添う原点~」 特別講演「次代を担う皆さんにお伝えしたいこと~弁護士としての矜持、弱者に寄り添う原点~」 世元企画「日野町事件再審請求」 コオブショナルツァー「外輪船『ミシガン』で行く! 琵琶湖周遊クルーズ」 助いちトリエンナーレ [表現の不自由展・その後]への公権力の介入、補助金不交付決定に抗議する決議



チュニジアの朝明け

#### -原発事故に対するたたかいは どこまで進んだか

#### 尚人 笹山 東京

律家」五八四号)。 |郎会員が詳細な報告を寄稿している(「青年法 この結審と判決の展望については、既に平松真 そこで本稿では、 もう少し視野を広げて、福島

わけ損害賠償請求訴訟のうち、集団訴訟としてた 私たち法律家の職能を生かす場である訴訟、とり 訴訟の場だけで行われていない。しかしここでは どこまで進んだのかについて若干の考察をする。 第一原発事故被害に対するたたかいがこの九年で もちろん、原発事故被害に対するたたかいは、

## 原発事故被害に対応するたたかいは どこまで来ているか

ここが山場の一つである。 その第一陣が、二〇一九年一一月一二日に結審し、 当弁護団の活動の一つである、「避難者訴訟」は ばかりの福島原発被害弁護団の活動に参加した。 われる。ふるさとは放射性物質に汚染され、 質の被害から逃れるため、 悪の公害と言われる被害をもたらした。放射性物 うとしている。福島第一原発事故は、戦後最大最 ふるさとを喪失した人は、一○万人を超えると思 にわたって戻ることが困難となった場所も数多い 一〇二〇年三月一二日に仙台高裁で判決を迎える。 二〇一一年の秋、縁があって、 東日本大震災の発生から間もなく九年が経と 避難を余儀なくされ 私は立ち上がった

たかわれているものについて絞って考える。

訴訟の状況

集団訴訟の数は、全国で三○を超えている。

告数は、およそ一万二千人と言われている。 の被害者が、全国散り散りに避難したため、 各地の裁判所でたたかわれることとなった。

高裁が判決を下し、生業訴訟も二〇二〇年二月二 かいが進み、高裁では、二〇一九年三月一二日に 横浜、松山、名古屋、 地裁いわき支部〈避難者訴訟一陣〉、千葉〈二陣〉、 生きる」訴訟〉、京都、東京〈首都圏訴訟〉、 橋、 裁判決まで、一二の地裁判決が下されている(前 決を皮切りに、二〇一九年一二月一七日の山形地 ではないか、という見通しである。 ○日に結審して二○二○年の夏頃に判決が出るの 「避難者訴訟第一陣」の仙台高裁が初の判決を下 これまで、二〇一七年三月一七日の前橋地裁 千葉〈一陣〉、福島〈生業訴訟〉、東京〈「小高に 翌週の一七日には「小高に生きる」訴訟の東京 山形)。すべて高裁にたた 福島

言って、 さて、一連の地裁判決の評価であるが、 「厳しい」と言わざるを得ない。 率直に

き起こした国と東電の責任は断罪されたかという 正しく評価されたかという「損害論」、 「責任論」が二本柱の論点になっている 福島原発事故賠償の訴訟では、被害者の損害が 事故を引

準である「中間指針」が不十分であるということで は、これまでいずれの判決でも一致していた。し かし、判決が求める賠償の水準は、「中間指針」を 者の困難や苦痛を正当に評価したとは言えなかっ た。とりわけ、国が一方的に設定した区域外から 避難した原告や区域外に滞在したままの原告に対 する評価には極めて厳しいものがある。最新の山 形地裁判決は、ついに、「中間指針」を一歩も出な 形地裁判決は、ついに、「中間指針」を一歩も出な が損害評価を下した。

責任論にも不穏な空気が流れている。最初の前橋地裁判決が国の責任を認め、二○一七年一○月
一○日の生業訴訟・福島地裁判決が、厳しく国の
責任を断罪して、その後も国の責任を肯定する判決が続いた。しかし、その後国の巻き返しも始まり、二○一九年に入ってからは、千葉二陣、名古り、二○一九年に入ってからは、千葉二陣、名古り、二○一九年に入ってからは、千葉二陣、名古り、二○一九年に入ってからは、千葉二陣、名古り、二〇一九年に入ってからは、千葉二陣、名古り、二〇十年に入ってからは、千葉二陣、名古り、二〇十年に入っているのは一〇月 「計成しつつある」。

# 三 私たちの巻き返しはどうあるべきか

ない損害があるという評価を与えつつあるという国の責任を肯定させ、中間指針ではまかないきれこのように福島原発事故に対するたたかいは、

尽力は大いに評価されるべきである。 点で成果をあげており、全国の訴訟団の関係者の

このうち損害論については、国が定めた賠償基

しかし、「青年法律家」五八六号の伊東達也論終わったことにされ、被害回復が置き去りにされ、終わったことにされ、被害回復が置き去りにされたうとしている。それは、国策として原発再稼働ようとしている。それは、国策として原発再稼働に被害を覆い隠そうとする圧力に基づくものである。この圧力は相当に大きいものがある。

り良い判決を勝ち取る尽力が必要である。全国のり良い判決を勝ち取る尽力が必要である。全国の責任を肯定させる流れを勝ち取っていくを、国の責任を肯定させる流れを勝ち取っていくと、国の責任を肯定させる流れを勝ち取る尽力が必要である。全国のり良い判決を勝ち取る尽力が必要である。全国のり良い判決を勝ち取る尽力が必要である。全国のり良い判決を勝ち取る尽力が必要である。全国のり良い判決を勝ち取る尽力が必要である。全国のり良い判決を勝ち取る尽力が必要である。全国のり良い判決を勝ち取る尽力が必要である。

この局面での巻き返しを行うには、一つにはよ

響を与え、一定の峰を作るものになると思う。こ響を与え、一定の峰を作るものになると思う。この点で、当弁護団が担当してきた避難者訴訟一陣・仙台高裁判決、「小高に生きる」訴訟東京高裁判決後の動きが重要と思われる。仙台高裁での私たちの主張立証は、まさにでる。仙台高裁での私たちの主張立証は、まさにでる。仙台高裁での私たちの主張立証は、まさにでる。とはすべてやり切ったといえるものだった。そんな全国初の高裁判決は、全国の訴訟に影響を与え、一定の峰を作るものになると思う。こ

作っていきたい。 避難者に対する賠償の水準をつくるべし、の波をの一定の峰をもとに、全国に避難している全ての

そのためには、単純に高裁水準の賠償を実現せよとの要求を掲げるだけでは不足である。賠償が事故の被害回復や復興のために必要なことではない。被害者の皆さんの素朴な願いは、事故るために掲げるべき要求、例えば将来の医療体制るために掲げるべき要求、例えば将来の医療体制ないか。そうした要求をたてて訴えてこそ、世論ないか。そうした要求をたてて訴えてこそ、世論ないか。そうした要求をたてて訴えてこそ、世論ないか。

復興五輪の名のもとに福島の被害を覆い隠すことは許されない、事故被害者の被害はまだ確かにある、その被害回復のための要求を実現もしないで、このまま原発政策を進めることは許されない。で、このまま原発政策を進めることは許されない。での議論をどれだけ作っていけるか、また何より、での議論をどれだけ作っていけるか、また何より、での議論をどれだけ作っていけるか、また何より、での議論をどれだけ作っていけるか、また何より、での議論をどれだけ作っていけるか、また何より、での議論をどれだけ作っていけるか、また何より、など、ことは許されない。

# ||○||○年を現行憲法が輝く年にしたい

憲法を身近に感じられるあすわかグッズの活用を!

京都

諸富

健

由を守る若手弁護士の会(通称:あすわか)でし そんな危機感を覚えた当時二~四年目の若手弁護 険な改憲草案が現実のものになるかもしれない、 た。現在、会員数は七〇〇名を超えています。 士が二○一三年一月に立ち上げたのが、明日の自 一二月に自民党が政権に返り咲きました。あの危 発表されたのが二○一二年四月。その年の 憲主義を根底から覆す自民党改憲草案が

ていますので、お時間のあるときに一度覗いてみ Sを通じて行っています。二年前にはHPを改訂 今では全国津々浦々で実施されるようになりまし て下さい。 に応じていち早くチラシを作成したり声明を発表 本も出版し、現在Part3まで出ています。 た。あすわかは、『憲法カフェへようこそ』という スタイルは、多くのメディアでも取り上げられ、 ゃべりも交えつつ気軽に憲法について学ぶという したりしてきましたが、日常的な情報発信はSN 特定秘密保護法や安保法制、共謀罪など時官 各界の著名人から応援メッセージをいただい 法カフェもあすわか発信の一つです。お茶 菓子をいただきながら、参加者同士でおし

あすわかのねらいは、

あまり関心のない人(と

あ / すわかが製作したゲームグッズも大変優れ ものです。最初に作ったのは、憲法ビンゴ

は、

○分するという猛者もいます。

の紙芝居を使って立憲主義や民主主義の解説を三 ました。紙芝居は今でも好評で、会員の中にはこ 立憲主義を分かりやすく解説する紙芝居も作り よるかわいいイラストのリーフレットを作成し、 そのために、イラストレーターの大島史子さんに りわけ若い層)にも憲法の大切さを伝えること。

> フェができてしまいます。 もからお年寄りまで誰でも楽しめますし、各条文 を参加者に引いて読んでもらいます。小さい子ど すい解説が記載されたカードが二七枚あり、それ です。条文ごとに大島さんのイラストと分かりや についてプチ解説を入れれば、それだけで憲法カ

こと請け合いです。 り、日本が滅びるのを防ぐというゲームです。ゲ めに各都市に次々と不幸が訪れます。そこで、プ は憲法が無くなってしまった日本。憲法がないた ームバランスが絶妙で、やり始めると夢中になる レーヤーが協力し合って各都市に憲法バリアを張 最近製作したのが憲法ボードゲームです。舞台

感じてもらえることがポイントです。あすわかで いずれのグッズも、楽しみながら憲法を身近に 次なるグッズとして憲法カルタを考案中です

ので、 乞うご期待。 すわかの活動を始めて、私自身、

講師とし

ですが)。

らも、同じような状況だという話をよく聞きます い憲法講演で人気の楾〈はんどう〉大樹弁護士は別 だと月四、五回ペースで講師を務めたこともあり した。月一、二回しか話せていません。他の人か (権力をライオン、檻を憲法に例えたわかりやす しかし、昨年一年間は講師依頼が激減しま て招かれることが随分増えました。多い年

> のが現状ではないでしょうか。 には憲法を学ぼうという雰囲気が広がっていない 部では改憲の機運を高めようと執念を燃やしてい 上げられることがあまりないこともあり、世間的 るようですが、憲法改正の議論がメディアで取り を迎えました。安倍首相をはじめとして自民党内 憲法審査会がほとんど動かないまま二〇二〇年

> > 登録手続を取らせていただきます。

biz) にメールをいただければすぐに会員MLへの

費はありませんので、

私宛 (morotomi@shimin

楽しく憲法を広める活動に取り組みましょう。

破壊、天皇礼賛など の更なる後退、環境 など、憲法にまつわ ダー・ギャップ指数 格差の拡大、ジェン 自由に対する攻撃、 に感じます。 いを増しているよう る情勢は深刻の度合

常任委員会での体験会で、若手から

(写真左)。「大勢が参加できた」「盛り 上がった」などの感想が寄せられ、 土産に購入する方もいて、好評でした。

でが一つのテーブルを囲み、

しみました (写真上)。

(お申込み) ※簡易版:二○~四○分 プレイ時間:六〇分~九〇分 asuwaka.oosaka@gmail.com

法の大切さを多くの

こそ、腰を据えて憲

こうした時だから

人に伝える必要があ

しかし、兵器の爆買い、日韓関係悪化、 表現の

首相の目論見を打ち砕いて、二○二○年を現行憲

される年にしたい」と言いました。こうした安倍

安倍首相は、「二〇二〇年を新しい憲法が施

法が輝く年にしたいですね。

是非私たちと一緒に 入されていない方、

▼あすわか入会申し込み先

morotomi@shimin.biz

対象年齢:大人~小学校三年生程度 ▼憲法ボードゲームについて

プレイ人数:三~四人 (五人でも成立しまし たが、プレイ時間が延びます)

送料は別途一セットにつき五二〇円かかりま 価格一セット三八〇〇円(消費税別

フォームよりご注文下さい。 もしくはウェブサイトの注文

でまだあすわかに加 ります。五一期以降



5

#### シリーズ 誰のための**オリンピック**?

### 海選手村土地投げ売り住民訴訟

#### 淵脇みどり 東京

(1)

価格の正当性の根拠

## 金額の不当性

究所作成の「調査報告書」だけである 要な資産である本件敷地の価格が、周辺の時価の の正当性の根拠とする資料は唯一、日本不動産研 点である。これに対し、被告東京都が、この価格 一○分の一以下の廉価で不当に売却されたという 本件の住民訴訟で、重要なのは、 東京都民の重

作業を行い、正式な鑑定価格は一六一一億一八〇〇 と反論した。 本件土地は鑑定評価基準に則ることができない。 告の鑑定はオリンピック要因を反映させていない。 万円と主張した。これに対し被告東京都は、 (2)原告らは訴訟では、正式かつ詳細な不動産鑑定 正式な不動産鑑定価格は一六一一億一八〇〇万円

## (3)オリンピック要因を反映させた価格

一〇一六 (平成二八) 年一二月、

東京都は晴海選

はじめに

するためのごまかしであった。オリンピック要因 約定であるのを、「土地の価格全額を先行して支 格の一〇%、 と、不動産取得時には、「保証金」として不動産価 していた。しかし、 時間がかかることからの『開発法』によると主張 で、それを理由に、投下した資本を回収するのに 得時から、販売時までに長期間を要すること等 あった。実際の売却額 (一二九億六〇〇〇万円) と を反映させた金額は、一六五三億二一〇〇万円で 法の手法を用いていることは、 払う(資本を投下するもの)」として計算する開発 建物竣工時に九〇%を支払うという 本件敷地の譲渡契約書による 価格を不当に安く

共同企業体)に売却した。この問題を巡り、二〇 建築者(三井不動産レジデンシャル代表の一一社の り九六七○○円)の一二九億六○○○万円で特定 手村用地 (一三・四ha) を相場の一割弱 (一㎡あた

(平成二九)年五月、住民監査請求を起こし、

同年八月には都民三三名が住民訴訟を提訴し、

七

京地方裁判所で審理中である

Ξ

## 問題の本質

この問題の本質はまさに、

特定建築者一

社

(1)

友商事、住友不動産、大和ハウス工業、 ヌ・ティ・ティ都市開発、 巨大共同企業体と東京都の癒着である 特定建築者は、三井不動産レジデンシャル、 東京建物、野村不動産、 新日鉄興和不動産、 三井不動産、 東急不動

所レジデンスである。

の差額はなんと一五二三億六一〇〇万円にも上る。 被告が主張するオリンピック要因とは、 不当価格による売却を可能にした からくり 土地取

# 財産売却の法規制の脱法、違法 財産売却の法規制の脱法、違法

懸念を生む状況が生じた。」と指摘している。 立的かつ公正な監視や牽制の下で行われないとの 告書でも、「本件土地を巡る一連の手続きが、中 全く秘密裏に廉価売却を実行するためである。 会での審議手続きを、一切とらないまま、都民に 条例に定める審議会や、 ない。」という規定を悪用して、東京都価格審議会 体の財産の管理処分に関する法令の規定は適用し 方公共団体の時は、 という異常な事業形態がとられている。その目的 知事が認可権者として認可して一人三役をこなす 施行としての再開発事業施行者となり、 この点は、住民監査請求に対する監査委員の報 本件敷地は、単一主権者である東京都が、 都市再開発法一〇八条二項の、「施行者が地 管理処分に対する地方公共団 地方自治法に定める都議 東京都 個人

# 証拠がある 正拠がある

事業手法について、直接の土地譲渡方式によると、 ○二三(平成二五)年九月には、すでに、選手村開発の 徐の手法についての、パシフィックコンサルタンツ 発の手法についての、パシフィックコンサルタンツ 東京都は、東京オリンピックの招致が決定した二

> じて、綿密な官製談合が行われた。 者を募集しているので、事業協力者との協議を通 立って、二〇一五 (平成二七) 年一月に、事業協力 さに巨大な官製談合の脱法シナリオに他ならない。 議するものではない」という外形を整えた上で、 として、「競争原理を侵害したり、仕事の配分を協 回避するために、多数の大企業を一つの共同企業体 異常な安価である。しかも、官製談合との批判を いる。そしてそこで示された土地価格は、「一㎡あ 施行」としての第一種市街地再開発事業を提案して がある」ことを回避する手法として「都による個人 て否定しているが、しかし、特定建築者公募に先 をするべきであることも指示している。これは、 定建築者決定前に十分に土地価格などの事前協議 たり、八万八〇〇〇円、 「都の財産価格審議会に基づく価格設定をする必要 東京都は、官製談合については証拠がないとし 全体で一一〇億円」という 特 ŧ

やりの公文書廃棄の答弁である。 に廃棄しており開示できない。」と回答した。今は に廃棄しており開示できない。」と回答した。今は 記録を情報開示請求したところ、東京都は、「既 記録を情報開示請求したところ、東京都は、「既

# 増収分二分の一追納合意」の持つ意味小池知事が発表した「特定建築者

五

的な住宅分譲販売収入が当初の想定を一%以上上二〇一九年七月二六日には、小池知事が、「最終

アが一斉に報道した。」と発表し、各メディに追納することで合意した。」と発表し、各メディ回った場合、増収分の半額を特定建築者が東京都

ことができる話ではない。原告団は、二〇一九年九 額との差額を考えると、「ゼロが一つ違う」桁違いに の適正価格との差額は、 だが、この数字に惑わされてはいけない。この土地 儲けたら、追納する」ことは矛盾である。新聞報道 少ない金額で、この程度のごまかしでお茶を濁す 確かにびっくりするような高額だが、土地の適正 によると、東京都幹部は「(追納される)金額は一〇 ているが、土地価格が適正なのであれば「事業者が 格の問題とは別のカテゴリー」として、逃げを打っ 月一三日に、この問題についての見解を発表した。 に上る。「土地代金の追納額一〇〇億円」と聞くと、 ○億円を超える可能性がある。」と言っているよう その要旨は、「①実際に特定建築者の収益が確 小池都知事は、この問題は「土地の売り渡し価 前述の通り一五二三億円

その翌年に「①実際に特定対象者の収益が確定するのは、六~七年先の事で、追加払いがゼロになる可能性もある。②何を根拠に「増収分折いだのか、世論・住民訴訟対策、来夏の五輪、都いまのか、世論・住民訴訟対策、来夏の五輪、都の事選対策である。引き続き譲渡価格が適正な評価を踏まえたものとなるように、原告団は頑張る決意である。」である。

### 理念と大きくか 曹養成システムの実態 離れ た 東京 倉 重 都

## 著しい不公平 著しい不公平

験自体、 く色々な経験を積んではいるが、 れている学生層と、自立して現に社会で忙し どが親のスネをかじって)いとも簡単に手にい 律の勉強に専念できる膨大な時間を(ほとん 得るためには、膨大な時間が必要である。法 そのため、予備試験に合格する程度の知識を ある。私は大きな憤りを感じている。 は、現役の法科大学院生 (二三歳前後) なので 者の多くは、 圧倒的多数となった。予備試験の実際の合格 試験に合格するのは、全く想定外の層の者が トである。しかし、蓋をあけてみれば、 くまで例外的に設定されたのが予備試験ルー た特別な事情を抱えている人達のために、 科大学院に行けないという、ごくごく限られ 司法試験と変わらないくらい難しい。 現役の大学生 (二一歳前後) また なかなか法 。予備試 予備 あ

> 限を設けるべきだと考える。 学院に行ける余裕がない人のために設定され ない「多様な人材」層が、予備試験合格の小さ 資格を少なくとも二五歳以上などと一定の制 だ「多様な人材」性の客観的担保として、 を禁止すること、そして、様々な経験を積ん 試験は現役大学生や現役法科大学院生の受験 たのである。私は、法科大学院制度と並行し である。何度も言うが、予備試験は、法科大 の制度趣旨に大きく反し、不公平かつ不公正 を受けるのは、脱法行為と言えるくらい、そ なパイを取り合うのである。不公平極まりな 律の勉強のためのまとまった時間は確保でき て予備試験制度を維持するのであれば、 い。特に、法科大学院に通いながら予備試験 予備

## 『絵に描いた餅』 は科大学院制度の理想は

2

大学院はゼロであろう。しかし、それは、そののカリキュラムを学生に提供できている法科ながら、その理想とは程遠いものである。当ながら、その理想とは程遠いものである。当ながら、その理想とは程遠いものである。当

#### -スクールの実情と 法曹養成

題を分析しているのではないだろ ある。 うか? (ふんぞりかえって) 司法試験の問 たくさんの資料を見放題で 多くは、 時間無制限、

情を述べる そのため、 育機関としての観点から見た法科大学院の実 た勉強になるのはいたしかたないことである。 けられないのであるから、法科大学院在学中 もそも司法試験に合格しないと司法修習を受 司法試験に合格すること「だけ」を目指し 以下は、 司法試験合格に向けた教

ご自身が教えている専門科目であっても、 はないかと思う。いや、そもそも、 書いたことがある教員も少ない。これを読ん 同じ条件で、実際にご自身で答案を手書きで 獲得できる教員がいったい何人いるだろうか? イドンと二時間で書いて、その年の合格点を で実際にストップウォッチで時間を測り、 の論文試験の問題を、一切の資料の閲覧無し まず、法科大学院の教員の中で、 合格点が取れる教員はかなり少数なので 学院の教員をされている方も多い でいる法曹諸先輩の方で、 と思うが、実際に、前記のような ことをした方はいらっしゃるだろ ぜひ聞いてみたいもので 受験生と 司法試験 法科大 日

> きたい。そうでなければ、ご自身が教えてい その年の問題を初めて見る際は、受験生と同 うか。もちろん、 るわけがない。 る受験生の目線に立った指導なんて到底でき じ条件の下で手書きで答案を作成していただ に教員がいるのである。しかし、少なくとも 説するための分析は重要であるし、そのため 壁に網羅した模範答案の作成や、受験生に解 いることを把握し、 問題の意図や、求められて 問われていることをほぼ完

というのも「ポスト」であり、司法試験受験の る学生にとっては悲劇である。 を使って法曹になることに夢を膨らませてい ければならない学内学外政治が大きく働いて 指導能力がない者にもその「ポスト」を与えな いどういうことだろうか。法科大学院の教員 解であることを理解していただきたい。いった と同じである。危険極まりなく、かなり不可 車を運転したことがない者が指導しているの 習所に通ったら、なんと、免許がないどころか これは言うなれば、自動車免許をとろうと教 したことがない教員が教えていることである。 のに、その司法試験を合格どころか受験すら 法試験合格のための法科大学院であるという るとすれば、 また、私が常日頃から疑問だったのは、 高い学費を払って大事な時間 司

#### フォ 口

3

がないことから覚悟ができる。仕事をしなが なかったと考える。この点が、私にとっての法 科大学院に入らなかったら、いまでも、 ら予備試験に合格するのはやはりスーパーマ 護士になりたい者にとっては、 異なり、 格できた。その観点から言うと、予備試験と か?)の給料も良く安定したサラリーマンを辞 ておく。私は、いわゆる大企業(自分で言う オローになっているだろうか。なっていないよ 科大学院の最大のメリットであった。これはフ していたと思う。そして、一生、弁護士になれ 士になる夢を見ながら、まだサラリーマンを ンであり、私は凡人であるため、思い切って法 法科大学院に入ってしまったほうが、もう後 めて法科大学院に入り、運よく司法試験に合 点も書かないとバランスが悪くなるので述べ 批判ばかりしてきたが、法科大学院の良い 背水の陣となるため、何が何でも弁 予備試験より

## 憲法を知るための

# 清水雅彦著 9条改憲48の論点

## 太山



とができたとはいえ、全く油断はできない。 運動の成果により改憲スケジュールを遅らせるこ でに改憲を成し遂げるという強い意欲を示した。 自身の自民党総裁任期である二〇二一年九月ま 当時から一貫して憲法改悪とたたかってきた。 合わせを意外に思ってしまった。その清水教授は 如のため、当時は憲法研究者とバイクという取り で颯爽と現れたことを思い出す。私の想像力の欠 に、大型のバイクに乗って細身のバイクスーツ姿 カをテーマにした学習会の合宿を伊豆で行った時 近く前のことになるが、軍隊を捨てた国コスタリ 「安倍改憲NO! 三〇〇〇万人署名」 など市民の 安倍首相は、二〇二〇年の年頭所感において、

が、 判のみならず、二〇一二年の自民党改憲案や二〇 多い青法協の会員にとって重宝する一冊でもある。 で網羅的に触れられており、改憲論議の本丸とも 内容から秘密保護法、立憲的改憲論の問題点ま 凝縮されている。安保法制(戦争法)の具体的な た。本著には市民から寄せられた疑問への回答が 各所で毎年四○から六○回の憲法講演を重ねてき 改憲に対峙する市民運動の中心を担いつつ、全国 清水教授は、大学での研究・教育に加えて、 いない。本著の著者であり、青法協の会員である ているため、九条をめぐる政府・自民党のたくら なテキストであるし、また講師役を務めることの いえる憲法九条に関して基礎を独学するのに最適 五年のガイドライン再改定についても触れられ 一○一七年に打ち出された「自衛隊明記論」への批 憲法に関する基礎的な学習であったのは間違

本書の第一の魅力となっている。

新著を取り上げたい。清水教授といえば、二〇年

冊」が始まる。

第一回目は清水雅彦教授の

月から新シリーズ「憲法を知るための一二

ーマも踏み込んで記述することにより市民どうし 改憲に反対する市民の間でも意見が分かれうるテ 習活動の重要性を説く著者は、本著において安倍 が読者に立ち止まって考えさせる材料となる。学 で議論を交わすことを期待しているのであろう。 たりしている点などが好例である。こうした記述 って徴兵制が合憲化されるとの意見へ懐疑を示し た二二のコラムの中で、『あたらしい憲法のはなし (一九四七年) へ疑問を提起したり、安倍改憲によ して第二の魅力は、諸所にちりばめられた 清水教授の「個性」である。本文に付記され

の運動には労働組合の大同団結に課題があると指 関わることを呼びかけている。そして、これまで 学習とともに、「志を同じくする団体への取組」に らに本著の第三の魅力は、具体的な行動提 起がなされている点にある。清水教授は

こうした改憲阻止の運動を下支えしてきたの

みをより深く理解することができ、こうした点が

## 『9条改憲48の論点

二〇一九年一〇月発行

版 社:高文研 者:清水雅彦

A5判・一二〇頁 

定

法協の弁護士会員は職能を通じて労働組合と関わ としての役割」を担うことが必要だと述べる。青 る機会が多いことから、清水教授は青法協の会員

摘し、市民が「(労組の) 共闘に向けて時に接着剤

受け止めた。 に対しても「接着剤」としての役割を求めていると

〇二〇年は衆議院選挙が行われると報じら れている。今年こそ、本著で学んだ知識を

うが、清水教授も趣味であるバイクツーリングを 生かして立憲野党勝利、政権交代の年としたい。 そのため、すべての青法協会員も奮闘するであろ 存分に楽しむのはまだ先になるかもしれない。



に泊まって心身の ノッシュを〜

旬ですが、年頭らしいお話を。 したいですね。これが配布される頃は一月も下 新年おめでとうございます。 楽しい一年に

き、一石三鳥のグッドアイディアを思いつきま とをやるだけの全く余裕のない生活で、これ 私も、登録二、三年目になると、目の前のこ した。それは「平日に地元のシティホテルに泊 を読めない毎日が続いていました。そんなと 士としての目標に想いを馳せたり、好きな本 までを振り返るどころか、自分の将来や弁護 われる毎日を過ごしておられると思います。 みなさん、ほとんどの人が忙しく仕事に追

> 事をするには、オンとオフ、特にオフの気分 ません。一方、私達が日々全力で集中して仕 りしたいなあという気持ちもありました。ま せっかく結構なお金も払っているのに、ゆっく ますが、懇親会・二次会でほぼ寝るだけです。 転換が重要です。 た、地元のホテルなど泊まる機会は全くあり 私たちは全国会議ではよくホテルに泊まり

を聴いたり、また夜になればホテルのレストラ テルのレストランなど館内を散歩します。と りリラックスするなど部屋を堪能したり、ホ パソコン)、音楽プレーヤー(今ならipod) それも、好きな本数冊、ノート(今ならノート 格も安い平日に一人で泊まることにしました。 ても新鮮です。その後、 も広く眺めも良いです。ベッドに大の字にな 満喫するために出来るだけ早めにチェックイン を持って。これは楽しいです。 します。何をするか。一流ホテルですので部屋 ンや近くでちょっといいものを食べます。 そこで、私は地元名古屋の一流ホテルに、 本を読んだり、 ホテルライフを 音楽 価

> できます。 閃くからです。そして、寝る前には外の夜景 書き出しましょう)。静寂の時にまさに直感が 録もない、静寂な時を過ごします。そこで浮 の人生に想いを馳せるのです。電話もない記 走り続けている日々を振り返り、今後の自分 を見たり、ホテルのバーに行くのもよいでしょ なものとなります(思いついたものはノートに かんできたものは、きっとあなたの人生に必要 二~三万円かかりますが、とてもリフレッシュ そして、夜は自分の振り返りの時間です。 朝もゆっくりして直接事務所に出勤です。

というのもあります(全て実践しました)。 外の温泉に行くのと費用的に変わりません)、 ルームに二泊する(数人の交通費を考えれば県 来る)、③家族と地元のホテルのプチスイート ②同じ部屋に二泊する (一泊の数倍ゆっくり出 その日までがんばろうという気になります。ま た、応用編として、①次は違うホテルにする、 効果を感じて一か月に一回行こうと決めれば、

青法協弁学合同部会議長 栄

#### 第2回常仟委員会 7**H** 特別講演

〈編集:都築さやか(あいち)〉

#### は世代の法律家に語り يل たいこ (2)

#### 梓澤 和幸 東京

思うけれども、その代わり、 けんめいに取り組むことが大事だと思います。 ている人はあまりいないから」と。そうかなとも 違うんだよ、梓澤さん、それがあなたのブランド とでした。「梓澤さん、この頃どうしてる」「いや けられたことがあります。ある住民運動の事件 なんだよ」と言われましたね。「そういうのをやっ て、この住民運動の事件も大変でしたね」「いや、 なかなかね、駄目ですね、人権関係ばかり多く で意見書をお願いするためにお会いしたときのこ それから、著名な民法の教授にこんな言葉をか その種の事件に一生

院で大統領に、この戦争を勝ち抜く全ての戦争権

「ベトナム側から砲撃があったので、上院と下

をする、というシナリオが作られました。

。すなわ

こでは、こういう砲撃があったことにして、こう と国務省の政府高官がハワイに集まっていた。そ 湾事件の三か月前に、アメリカの米統合参謀本部 ナムの攻撃は嘘だとわかったのでした。トンキン ニエル・エルズバーグが暴露してはじめて、北ベト 展開したとされていた。一九七二年になって、ダ

いう宣伝をする。そして、議会でこのような議決

## 4 ことと事務所の経営を支えること 人権や憲法擁護に取り組むという

うな事件をやってきたということですね。 これまでの経験で言えることは、人がやらないよ 自己評価はしていないので、あまり語れませんが そんなにいい収入を上げているほうの弁護士と

う」ということで依頼したという人がいました。 今持っている案件もちゃんとやってくれるのだろ 介してきたような事件の弁護人だということを聞 事件を継続的にやっている依頼者は、私がいま紹 いて、「こんな難しいことをやっている人は、私が 考えてみますと、顧問になっていたり、大きな

がありました。一九六四年八月、二回、北ベトナ のベトナム人が亡くなっていて、アメリカ兵士が 五万人、韓国の兵士が八四九五人。 ム側がアメリカの軍艦に砲撃を仕掛けたというこ ベトナムでは、トンキン湾事件というできごと

とをきっかけに、北ベトナムへの爆撃を本格的に

## 5 ダニエル・エルズバーグ 国家機密と良心

は歴史上の戦争でしょう。ベトナムで三〇〇万人 います。ベトナム戦争というのは皆さんにとって この本のことだけは是非紹介しておきたいと思

(岩波ブックレット)

発したわけです。 一次の一次の一次の一に書かれていたことを告ばン・ペーパーズ〉)の中に書かれていたことを告にとが政府文書 (米国防総省秘密報告書 (ペンタ湾事件の三か月前に出来上がっている。そういう限を与える」という決議文とシナリオがトンキン

ダニエル・エルズバーグは政府高官だったのですが、ペンタゴン・ペーパーズを新聞に告発し逮捕された当時、国家機密漏洩罪によれば一○年、それから、いろいろ重なっていけば死刑もあり得るという中で、逮捕後起訴前保釈された際の記者る見で「あなたは後悔していませんか」と質問され、「私が懲役一○年。でも、戦争がそれで終わって、ベトナムとアメリカの人たちが助かるのなら、て、ベトナムとアメリカの人たちが助かるのなら、て、ベトナムとアメリカの人たちが助かるのなら、で、ベトナムとアメリカの人たちが助かるのなら、方に、ダン」というかけ声と拍手がたくさんの記者の中からおこったのですね(『政府対新聞』田中書・中公新書)。

私は、この人の話を聞いてみたいと思って、日本に呼ぼうと思ったのですが、それはうまくいかなくて、結局インタビューグループをエルズバーが氏の住むアメリカ西海岸にまで送ってまとめたりにの本です。

に学んで自分の中にあるこのためらいを、メディ忖度の空気がまんえんしている日本で、この勇気なぜこの本を出したかというと、今の日本で、

幸いです。

さい。ですから一人でも関心を持ってくださるとだい。ですから一人でも関心を持ってくださるとだい。ですから一人でも関心を持ってくださるといっている。

# 〜ストライカーの『弁護の技術』 法廷の弁論で心がけていること

6

(古賀正義訳、青甲社刊)

今日のポイントというのがあるし、見つける。

それから、法廷の弁論の中で心掛けていることは、口頭主義、直接主義を貫くことです。民事事は、口頭主義、直接主義を貫くことです。民事事は、口頭主義、直接主義を貫くことです。民事事は、口頭主義、直接主義を貫くことです。民事事は、口頭主義、直接主義を貫くことです。民事事は、口頭主義、直接主義を貫くことです。民事事は、口頭主義、直接主義を貫くことです。民事事は、口頭主義、直接主義を貫くことです。民事事は、口頭主義、直接主義を貫くことです。民事事は、口頭主義、直接主義を貫くことです。民事事は、口頭主義、直接主義を貫くことです。

私も学びました。三〇秒で法廷を支配すると。ある名誉毀損訴訟事件で若手の弁護士の経験に

下部に連鎖してゆく組織の犠牲となった当事者の命じられてやりました。そのときに、パワハラが私はその事件で、五分間の陳述を弁護団の中で

声がこの法廷を支配するというつもりになって、 私はその五分間の陳述を準備しました。皆さんも そうでしょうが、講演や弁論をやって、良かった ときは必ず一人からは声が掛かる。誰も声を掛け てくれないときは、その日は失敗だ。やはりその てくれないときは、その日は失敗だ。やはりその の弁論でも一言必ず、準備書面の交換のときでも、

アメリカの本でロイド・P・ストライカーの『弁最初は日本評論社から出ていて、訳した人が古賀最初は日本評論社から出ていて、訳した人が古賀最初は日本評論社から出ていて、訳した人が古賀正義という有名な弁護士です。ここにあるのは一見負け込んでいる事件も、最後の弁論で勝つこと見負け込んでいる事件も、最後の弁論で勝つことがあるぞということを、このストライカーは一九七〇年代に書きました。この頃弁護士が弁論の力を軽んじている、アメリカの方でもそうなのですよね。字に頼る人もいますが字ではなくて、今こうやって話しているように、その人の肉体を通して出てくる声によって、表情によって相手を変えることができるはずだ。それは裁判官をも変えられるはずだと。私は口頭弁論をそのような力をもつものだと書いています。このことを一つご紹介しておきたいと思います。

関心がある方は、目を通してください。

## 7 結びに

## と法律家の職業的使命 〜Compassion (共感) という言葉

たいと思います。
「共感」という言葉についてお話して、結びにし

「cum」というのは共に、「passio」というのは十字を教えてくれました。cum passioと言うのです。ンという言葉はラテン語からきているということンという言葉はラテン語に詳しい人が、コンパッショ

パッションだということです。 「cum passio」、つまり、否定的な情熱なのですね。ある苦難にある人に向けて、その人と共に体ね。ある苦難にある人に向けて、その人と共に体

した、と言って帰って行きます。
最近もいくつか命に関わるような事件をやっております。そのときに武器になるのは、「共感」でおります。そのときに武器になるのは、「共感」でおります。

と書きました。

は、いわゆる人権事件に限りません。普通の事件法律家、弁護士でなければできない救援。それ

終わらせていただきます。どうもありがとうござ終わらせていただきます。どうもありがとうござい難しい事件を一緒にその人と共感しながら、その人生を二年か、三年を一緒に歩む、これが弁護士という仕事の職業的使命、有歩む、これが弁護士という仕事の職業的使命、有り難い使命ではないだろうかと思います。以上で、終わらせていただきます。どうもありがとうござ終わらせていただきます。どうもありがとうござ終わらせていただきます。どうもありがとうござ

### (質疑応答)

いました。

# ○最近の日韓関係の問題についてもし何か考えて

○梓澤 政府対政府というのは、やはりナショナリズムという国別対抗みたいなところがあるのでリズムという国別対抗みたいなところがあるのでリズムという国別対抗みたいなところがあるので

それから、嫌韓感情というのは何からきている。一九一〇年の日韓併合条約以来、一体日本が何をしてきたのかというのをきちんと知りながが何をしてきたのかというのをきちんと知りながが何をして、韓国の人たちと行き来しながら、普ら、そして、韓国の人たちと行き来しながら、普通の民間交流もお聞きしながら私はやっていく。調子に乗って、騒いでいる人たちをも乗り越える力を必ず持っていると思います。

でければと思います。○先生が事件に出会っているのかを教えていた○先生が事件を取り組むきっかけ、どういうとこ

○**梓澤** 先ほどの一番最初の差止め事件は、まさに青法協です。青法協の人権研究交流集会で、犯罪報道によって実名が報道されるとどういう被害がその被告人、被疑者の周辺に起こるかという実態調査をやって、それを発表したのです。朝日新間に大きく載ったので、それで、自分もこういう目に遭っているということを電話を掛けてきてくれた人がかなりいました。

それから、金景錫(キム・ギョンソク)さんの事件は、韓国に行き来していることを私がどこかに士があっちに行ってもやってくれない、こっちに士があっちに行ってもやってくれない、こっちにおがあっちに行ってもやってくれない、それで、最後に、もう、あなたしかいないというように逃げ場がない感じで頼まれてやりました。

でれから、『石に泳ぐ魚』事件も、そういうつながりの中で、夜中の一二時に自宅の電話が鳴って、がりの中で、夜中の一二時に自宅の電話が鳴って、おおらからやって来るというように、それはさがしまわるわけではなくて、向こうからやって来るというように、それはさがしまわるわけではなくて、向こうからやって来るという感じです。 (おわり)

# 第五〇回司法制度研究集会報告

# 現在の危機を乗り越える。「回答の危機」を知り、

## 京大人山勇马

## 開催の趣旨

二〇一九年一一月二三日に当部会と他の三団体(日本民主法律家協会、自由法曹団、全司法労働組合)の共催で、東京・永田町の全国町村会館にて、第五〇回目となる司法制度研究集会が開催されました。かつての司法反動の嵐が吹き荒れた一九六九年から五〇年という節目の年に相応しいものにしようと、これまで日民協単独での開催でしたが、今年は当部会も主催に加わり四月から準備たが、今年は当部会も主催に加わり四月から準備を進めてきました。

## 一当日の講演内容

告を行いました。五○年前といえば、北海道・長年・我々はいま、何をすべきか」と題する基調報()まずは新井章弁護士が「長沼事件から五○

語すで、 高重雄裁判長へ圧力をかけた平賀書簡事件の年で は、一九七三年に画期的な「自衛隊違憲」の判決を勝ち取りますが、その一方で、このころからすでに政治権力 を最高裁が自衛隊の違憲性や憲法九条の解釈に対 や最高裁が自衛隊の違憲性や憲法九条の解釈に対 とて露骨な干渉を行い裁判官の独立を脅かしてい ました。担当裁判官の入れ替えや憲法判断の回避 などはこの長沼事件のころから現在まで続いてお り、これをどのように打破すべきかが課題だと指 摘しました。

かに事務局長を務めた鷲野弁護士は、平和や民主した。五〇年前から始まったいわゆる「ブルーパー何があったのか」と題する特別報告を行いま代―何があったのか」と題する特別報告を行いま

ます。こうした状況を改善するために、井戸弁護 事が部総括に選ばれることもあったとのことです まって自由な発言を行い、ときには経験の浅い判 報告を行いました。三二年の裁判官生活の中で心 されてきたが、絶えず監視と批判を怠らず社会の が、こうした空気がいまは全くなくなったと言い れました。かつては裁判官会議で若手判事がまと よる統制が進んでいることなどが具体的に報告さ どなくなり部総括等が主催する「公的」なものに ど疎外されてきた状況や、私的な学習会がほとん ある裁判官が憲法に忠実であろうとすればするほ 若い世代に継承することが大切だと訴えました。 とを強調し、市民運動や憲法訴訟で培った経験を 多数派を形成する努力を重ねなくてはならないこ 士は、孤独になりがちな裁判官との交流、 -司法に役割を果たさせるために」 と題する基調 (3) 裁判の独立などは絶えず侵害の危機にさら 井戸謙一弁護士は「司法の可能性と限界と

への世論の圧力などの重要性を訴えました。
(4) 島田広弁護士は「岡口裁判官問題から考える裁判官の独立と市民的自由」と題する特別発言を行いました。島田弁護士は岡口基一裁判官のツイッター問題に取り組んだ動機について、自身が原発差止訴訟や戦後補償裁判に関わる中で、司法が人権救済の使命を放棄し、裁判所独自の「組織が人権救済の使命を放棄し、裁判所独自の「組織が人権救済の使命を放棄し、裁判所独自のに対している現状を放置すれば司の論理」に閉じこもっている現状を放置すれば司の論理」に閉じこもっている現状を放置すれば司の論理」に閉じこもっている現状を放置すれば司の論理」に閉じこもっている現状を放置すれば司の論理」に閉じこもっている現状を放置すれば司の論理」に閉じこもっている現状を放置すれば司の論理」に関いる場合に対している現状を放置すれば司の論理」に関いる場合に対している。

した。 機感からだと述べました。そして裁判官にも市民 法に対する市民の信頼が失われてしまうという危 と同様の表現の自由が保障されるべきだと訴えま

可視化することの重要性が指摘されました。 再審請求棄却が続いているという報告がなされま 裁第一小法廷では、次々と一人の反対意見もなく 求棄却の自判で確定させた) にとどまらず、 高裁決定(二度の再審開始決定を取消し、再審請 を行いました。鹿児島県・大崎での殺人事件の最 した。そのうえで、最高裁判事任命のプロセスを から最近の最高裁を批判する」と題する特別発言 白取祐司神奈川大学教授は「刑事法の視点 最高

(6)

最後に、

晴

点について何か具体的な取り組みを行いたいとの

白取祐司 井戸謙一 放野忠雄 広 法権・行政権に配 力支配の根幹に関 た。最高裁は、 別発言を行いまし から」と題する特 式―行政法の観点 る最高裁の思考様 誉教授は「問われ Ш ついては厳然と立 わる政治的事件に 一穂専修大学名 権

島田

あらためて、可法と裁判官の独立を考える

引き継ぎ発展させていく重要性も確認することが 得を目指してたたかってきた経験と知恵を今後に た。 裁判官の自由がますます失われている状況でし 事を握る政権に従属してきたこと、そして個々の 統制してきたこと、とりわけ安倍政権になって弁 てきたこと、内閣は裁判官人事を通じて最高裁を 直接影響のない問題については柔軟な姿勢を取っ できました。特に、最高裁第一小法廷の問題点に 前 ついては、多くの方が関心を寄せています。この した動きが強まっていることなどを指摘しました。 護士枠の事実上の減少などこれまでの慣例を無視 :の司法の危機から一貫して、裁判所が予算と人 (7)それとともに、法律家が市民とともに権利獲 今回の集会で明らかになったのは、 五〇年

た。 味「危機」であること、それを突破する一方策とし は若手弁護士が置かれている経済的状況もある意 部会の北村栄議長が挨拶を行いました。北村議長 てクラウドファンディングの有効性を強調しまし 意見が多く出ました。 (8) 集会の最後に、主催団体の紹介があり、 当

#### $\equiv$ 懇親会

法制度委員会などで活躍されている戒能通厚早稲 集会終了後は、懇親会が開催され、 日民協・司

晴山

慮を示す一方で、

ろに議長をされた佐々木秀典弁護士、青法協裁判 田大学名誉教授や青法協への攻撃が激しかったこ 官部会に所属されていた元裁判官の花田政道弁護 士など約四○名が参加し交流しました

### 四

当部会を含む四つの団体で行うこととし、 至らなかったことなどがあげられ、今後の課題と がわずかであったこと、具体的な政策提言にまで こうした研究討論の場は貴重です。来年以降も、 て討議をする機会がなかなか設けられない中で、 なりました。とはいえ、司法制度を正面に見据え を予定しております。 一〇二〇年一一月一四日 (土) 午後に開催すること 集会後にまとめの会議を行いましたが、そこで 反省点として、若手弁護士や修習生らの参加 すでに

義」一月号に掲載されておりますので、ぜひそち らもご参照ください。 各講演者の発言の詳細については「法と民主主

〈問い合わせ先〉

日本民主法律家協会

TEL:○三 (五三六七) 五四三○

FAX:○三 (五三六七) 五四三

メール: info@jdla.jp



考えません。」と証言しました。このような司

う刺激的な発言から始まりました。 のではないかという確信を持つようになった」とい 1 絵に描いた餅であり、 報告はまず、「司法権の独立というのは 幻想にしか過ぎない

料に接することができたとのことです。 ばれる時代に、司法問題に関する多くの情報や資 を歴任されました。そのため「司法の危機」と呼 独立と民主主義を守る国民連絡会議」の事務局長 民協の事務局長を、その後約二○年間は 事務局長を務められ、一九七六年から二年間は日 鷲野先生は、一九六五年から三年間、 青法協の 三司法の

すが、現在、 うです。そして、長沼事件に関連する平賀書簡 分析する中で、前記のような「確信」に至ったそ 論社)という書籍を執筆するために情報を整理・ その後、四年前に『検証・司法の危機』(日本評 岡口基一判事が審議されている委員 国会の裁判官訴追委員会 1(余談で



日本評論社 定価:税込 二四二〇円 |〇|五年三月発刊

官訴追委員会に

と、当時、 追委員会という なお、なぜ訴

りましたが、干渉を受けた福島重雄判事に対して 護士会を含めて六○○○名以上から訴追請求があ は裁判干渉を行った平賀健太札幌地裁所長には弁 も訴追委員会に掛けられていたからです。 も右翼など千数百名から訴追請求があり、 両者と

んどが左遷され、定年近くになってようやく地家

ほと

「およそ国というものは嘘などつくものではないこ 2 がないのなら、 平賀所長は国会で、「(手紙が) 全然効果 あんな手紙は書きません。

ら、事実関係 録を引用しなが を説明されまし 会です)の議事

> て、 傷を加えられたからといって、へっぴり腰で逃げる と証言したとのことです。現代の青法協会員とし ようなことでは法律家は務まらないと思います。 民主主義を守る、そのための唯一の法律家団体(青 法協) が右翼系統の新聞から平賀問題に関して中 一方、福島判事は国会で「憲法を守り、 胸に刻んでおくべき言葉だと思います。 平和と

法制局長官など、多くの人が出世したそうです。 いち早く脱会した裁判官は、その後最高裁長官 (町田顕元長官)や最高裁判事、 3 それに対し、脱会せずに残った裁判官は、 協裁判官会員の大量脱会が始まりますが、 平賀書簡事件の後、一九七〇年から青法 高裁長官、

か。」と、問題解明の必要性を訴えて報告を締めら 重なって司法の危機というのが生まれてきた。こ 裁の所長になる人がいる程度だったとのことです。 れを解明することがいまだに大事なのではない 4 に触れた上で、「何重にもおかしなことが 鷲野先生は、 宮本判事補再任拒否事件

れました。

司研集会の後になりますが、

逃亡」をきっかけとして、

ドイツにできたことが、なぜ日本にはできないのでしょうか。 日独裁判官の姿を通して「司法のあり方」を撤しく問う六十分

カラー60分。 頒価2000円で販売中

繋がり、 投げかける内容となっています。 復刻されました。この映画はドイツと日本の裁判 とりわけ裁判官の市民的自由について問題を 裁判官の違いを対比し、 政治問題について積極的に発言し行動す 日本の裁判官のあり 市民社会と強く

法の独立が世界から注視されることになりました。 日本民主法律家協会・ 青法協弁学合同部会共催

お

知らせ

日本の司法制度・司 カルロス・ゴーン氏 後重要になっていくように思います。 負 の側 鷲野先生の述べられた通り、 面 である 司 法の危機 0) 日本の司法制度の 簡 題 2解明 が、

今

## のたび映画 日 ·独裁判官物語 がDVDにて るドイツの裁判官の姿は、

は、 を伺います。 Ł 制作は一九九九年と二〇年以上も前ですが、 現状を考えさせるきっかけとなるでしょう。 映画制作に関わった高見澤昭治弁護士にお話 いや今こそ観るべき映画だといえます。 私たちに日本の司 当日 今で 法 画

記

日時:: 会場: (問い合わせ先) TEL:○三 (五三六七) 五四三○ \*当日、 日本民主法律家協会 四谷地域センター11階 |月|||五日 DVDを販売いたします。 火 一八時~ 集会室2・3 (予定

青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

#### 弁学合同部会40年の軌跡

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40 年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和 的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはか り、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の"魂"というべきものを教えられる、人権 活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法:郵便振替(手数料はご負担下さい)●後払い

#### 青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp



B5版・280ページ 定価2,500円(税込)

# 青法協弁学合同部会二○一九年度第三回常任委員会◎決議

# あいちトリエンナーレ「表現の不自由展・その後」への公権力の介入、

# 補助金不交付決定に抗議する決議

# その後」をめぐる事実経過 その後」をめぐる事実経過

## (1) 企画展の開催

題する企画展が開催された。トリエンナーレ」では、「表現の不自由展・その後」と「〇一九年八月一日に開幕した国際芸術祭「あいち

展示不許可になった理由とともに展示した。
展」で扱った芸術館などで展示不許可になった作品を、展」で扱った芸術作品の「その後」に加え、同年以降、展」で扱った芸術作品の「その後」に加え、同年以降、展示不許可になった理由とともに展示した。

## (2) 同企画展への妨害行為

が実行委員会や愛知県庁などに殺到した。中には、と、テロ予告や脅迫を含むファックスや電話、メール和天皇の写真を使った作品などの展示が公表される和大皇の写真を使った作品などの展示が公表されるしかし、日本軍「慰安婦」を題材にした少女像や昭

(3) 首長ら公権力を担う者による介入 ーション放火事件を彷彿とさせるファックスもあった。 「ガソリン携行缶を持ってお邪魔する」との京都アニメ

|企画展の開催直後から首長ら公権力を担う者が

展示内容に介入する言動を行った。

「利たかし名古屋市長は八月二日、展示を視察した後、少女像の展示について「日本国民の心をふみにじるもの」「税金を使った場で展示すべきでない。」などと述べ大村愛知県知事に即時中止を求める公文書をと述べ大村愛知県知事に即時中止を求める公文書をと述べ大村愛知県知事に即時中止を求める公文書をと述べ大村愛知県知事に関いて、日本国の心をある。

った。表現の自由とはいえ、たんなる誹謗中傷的な作術祭が文化庁の助成事業となっていることに言及し、術祭が文化庁の助成事業となっていることに言及し、での他にも「税金投入してやるべき展示会ではなかるの他にも「税金投入してやるべき展示会ではなかるが、 
「対象が文化庁の助成事業となっていることに言及し、芸術祭が文化庁の助成事業となっていることに言及し、芸術祭が文化庁の助成事業となっていることに言及し、芸術祭が文化庁の助成事業となっていることに対している。

## 妨害行為への対応と展示再開

催からわずか三日で同企画展の中止を決めた。 と職員の安全が確保できないとして、八月三日に、開と職員の安全が確保できないとして、八月三日に、開

同手続において、再開を合意する和解が成立した。知事、会長代行河村市長)に対して再開を求める仮処知事、会長代行河村市長)に対して再開を求める仮処が名古屋地裁に提起された。その後、九月三〇日、方が名古屋地裁に提起された。その後、九月三〇日、お市民団体等からの抗議行動が展開されるとともに、あ市民団体等からの抗議行動が展開されるとともに、あ

そして、一〇月八日、「表現の不自由展・その後」の

た。 展示は再開され、一〇月一四日の閉幕まで継続され

# 2 同企画の中止・再開をめぐる問題点

# が害は許されない が害は許されない

すなわち、憲法二二条で保障される表現の自由は、に重大な問題を提起している。かかる一連の経緯は、わが国の表現の自由のあり方

は重要である。 は重要である。 は重要である。とりわけ政治的表現の自由を保障すること 己統治の価値をも有する、極めて重要な基本的人権 するとともに、国民が政治的意思決定に関与する自 は重要である。

保障されなければならないことは言うまでもない。保障されなければならないことは言うまでもない。自由が柄を扱ったりした芸術作品に対しても表現の自由が芸術作品も現実の社会や政治と無縁であるとは限

て、決して許されないものである。
主主義の前提となる社会の多様性を奪い、ひいては民を引き起こし、表現行為の多様性を奪い、ひいては民を引き起こし、表現行為の多様性を奪い、ひいては民を引き起こし、表現行為の多様性を奪い、ひいては民

## 2 公権力による介入は許されない

を担う者による一連の発言は、政府批判の芸術活動をまた、前述のとおり、首長をはじめとする公権力

定の価値観を押し付ける表現の自由への介入行為でてきた戦前への反省のもとで憲法に規定された表現の自由の重要性への理解を全く欠いている。公権力を担う者が、同企画の展示内容について「反公権力を担う者が、同企画の展示内容について「反いで、戦争礼賛の作品を推奨した。

## ③ 補助金不交付決定は違法である

あって、決して容認することはできない。

さらに、九月二六日、文化庁は、「来場者を含め展示会場の安全や事業の円滑な運営を脅かすような重実を申告することなく採択の決定通知を受領した上、実を申告することなく採択の決定通知を受領した上、補助金交付申請書を提出し、その後の審査段階においすも、文化庁から問合せを受けるまでそれらの事実を申告し」なかったという「手続き的不備」を理由に、既申告し」なかったという「手続き的不備」を理由に、既申告し」なかったという「手続き的不備」を理由という「大会」というない。

文化庁自身もこのような手続的な理由で補助金不文化庁自身もこのような手続的な理由で補助金であることは、文化庁の事業の外部審査委員を務める専門ことは、文化庁の事業の外部審査委員を務める専門ことは、文化庁の事業の外部審査委員を務める専門にといい、抗議の意志を示すとして相次いで辞任したことにも容易に見て取れる。

時の政府の意向を忖度することが予想され、表現の文化芸術事業の主催者は補助金支給を受けるためにこのような不交付決定が許されるならば、今後、

右することは平等原則にも反する。的な行政権の行使によって補助金の交付不交付を左自由に対する萎縮効果は計り知れない。また、恣意

正うした中、大村愛知県知事が、一旦は卑劣な妨害に屈して展示中止を決断したものの、「表現の自由をまもる」という姿勢に基づき、「表現の不自由展・そをまもる」という姿勢に基づき、「表現の不自由展・そを批判し、文化庁に対しても補助金の交付を求めてを批判し、文化庁に対しても補助金の交付を求めている点は評価でき、多くの市民がこうした姿勢を後いる点は評価でき、多くの市民がこうした姿勢を後いる点は評価でき、多くの市民がこうした姿勢を後いる点は評価でき、多くの市民がこうした姿勢を後いる点は、一旦は卑劣な妨害に関する必要がある。

## 補助金不交付決定に抗議する 公権力による芸術祭への介入、

付することを求める。 定に強く抗議し、決定された補助金を直ちに全額交定に強く抗議し、決定された補助金を直ちに全額交よる同企画展への介入発言や今回の補助金不交付決よる同企画展への介入発言や今回の補助金不交付決

## 二〇一九年一二月七日

## 第 三 回 常 任 委 員 会青年法律家協会弁護士学者合同部会

### 春の 全国ミーティン グ (宮崎) のご案内

#### 今後の日程

#### 【常任委員会 (全国ミーティング)】

\*第4回(春)

2020年 3月 6日(金)~7日(土)

崹 宮

地元企画

「コンビニ店長の労働者性について」

報告:吉川健司会員(北陸支部・福井県弁護士会会長

報告:宮崎市内の現役のコンビニ店長・西田隆二会員

#### 【第51回定時総会】

2020年 6月27日(土)~28日(日)

宮城県

#### 各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、 本部事務局までご連絡ください。

#### 【憲法委員会】

2月18日(火)16時~ 青法協本部

#### 【修習生委員会】

2月17日(月)11時~ 青法協本部

#### 【広報委員会】

2月25日(火)18時~ 青法協本部

#### お知らせ

当部会も参加している改憲問題対 策法律家6団体連絡会が12月19日、 「自衛隊中東派遣の閣議決定に強く反 対する法律家団体の緊急声明」を発 表しました。詳しくは当部会のHPを ご参照ください。

加下さい。 行います。特に七二期の新人は初めての常任委員会となるため、 青法協弁学合同部会は、 場 特別報告 特別講演 H 所 「三・一一から九年の今、青法協会員としてなすべきことは何か 宮崎市内 講師:早川篤雄さん(避難者訴訟原告団長 二〇二〇年三月六日 (金)一三時~七日 (土)一二時半 (予定) 「事実を争う裁判員裁判にどう取り組むか~立証困難な嘱託殺人事件を経験して~ 笹山尚人会員(東京支部・福島原発被害弁護団事務局長 記 後記の要領で第四回拡大常任委員会 (春の全国ミーティング・宮崎) お誘い合わせの上、

編集後記

ふるってご参

なりました。 の報道もずいぶん多く 開かれる年、 オリンピックが日本で 開けました。今年は、 ▼二○二○年の幕が スポーツ 他方で、

問題、 うに感じます。相手と真摯に向き合い、 方向性は国籍にかかわらず共通しているよ 度は異なりますが、問題の根源や解決への 海外の方が多くなってきております。法制 私のクライアントには個人・法人を問わず、 要性が増して来ています。 です。いずれも地球規模での取り組みの必 われる年でもあります。平和問題、 世界における日本の在り方や取り組みが問 人権問題、 解決すべき問題が山積み ▼個人的にも、 温暖化 理

ありますように!

ように! ご健康で心躍ることの多い一年で にとって、今年も実り多い一年であります も精進を重ねたいと思います。

▼みなさま

解し、よりよい解決を迎えるよう新たな年

30